本項については，津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）第71条第1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

地震・津波　編

ア　地震・津波発生時の基本対応及びその流れ（児童が在校時の津波を想定）

緊　急　地　震　速　報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」（平成17年3月）より
津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」（平成23年12月）

・緊急地震速報の内容を校内放送で教職員，児童等に連絡
・大きな声で的確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「机の脚を持つ」「その場を動かない」
「倒れてきそうなものから速やかに離れる」

地震発生（震度６を想定）

・大きな声で的確な指示
「頭部の保護」「机の下へ避難」「机の脚を持つ」「動かない」
「倒れてきそうなものから速やかに離れる」

STEP　1　児童生徒等の安全確保

・大きな揺れがおさまったら，即座に運動場に避難し，津波に関する情報収集を行う。
・情報をもとに，校長が避難の判断と指示を行う。

津波発生

	津波到達時間		最大波	
里浦海岸	50分	1 m	59分	5.7m（約6．0m）

二次避難場所　校舎北館３階
三次避難場所　鳴門IC付近

STEP　2　避　難

○津波の可能性無し
運動場へ即座に全校避難。
○津波の可能性有り
至急高所へ全校避難（校舎3階・鳴門IC付近）

おさない
はしらない
しゃべらない
もどらない
ちかづかない

STEP　3　避難後の児童生徒等の安全確認

・児童等の安否確認
・負傷者の確認と応急措置

STEP　4　避難した後の学校の対応

・警察，消防，医療機関への連絡
・緊急を要する児童等の病院への搬送及び保護者への連絡
・児童等の不安に対する対処
・情報収集：地震の規模と津波
・教育委員会への連絡：被害状況等
・学校が避難所となった場合の運営支援

STEP　5　保護者への児童生徒等の引き渡し

・地震，津波発生時の対応について，学校と保護者とで共通理解を図る。
・対応決定後，保護者へ連絡する。
・大災害の場合，原則保護者に避難所に来てもらい，引き渡す。
※大津波警報・津波警報発令時は，原則帰宅させない。

イ　地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
テ　レ　ビ	職員室，地震発生でつける。	教頭・教務
ラ　ジ　オ	職員室，校長室，事務室　地震発生でつける。	校長，教頭，事務
電　　話	職員室，校長室　校長会連絡網	校長，教頭
インターネット	職員室　常時起動　随時チェックする。	事務
携帯電話（鳴門市しらせ隊）	校長，教頭，教務が受信	校長，教頭，教務

ウ　地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	**エリアメール受信** **震度に関係なく** 「津波発生なし」の発表	揺れが収まった後，運動場中心部へ避難　　対策本部：校長室 集合形態：　学級ごと2列（朝会の隊形） 児童人数確認報告：担任→校長 **東に向かって朝会の隊形**
CASE 2	津波注意報 津波警報 大津波警報 避難指示 緊急安全確保	揺れが収まった後運動場へ避難　　対策本部：理科室 津波注意報以上で校舎3階 全児童　北校舎3階
CASE 3	**状況により判断する**	揺れが収まった後運動場へ 西へ移動国道11号線から高速インターチェンジ付近へ避難 各学年・各学級ごとに移動 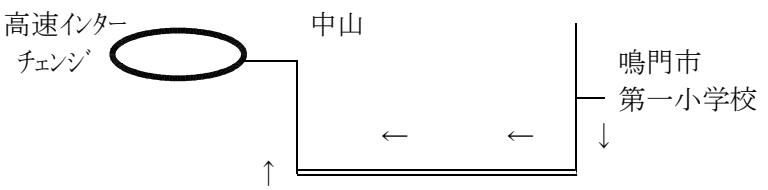 ※高架橋の上まで約1．5km　徒歩で30分 よほどの状況でない限り，この避難は現実的ではない。

エ　地震・津波が発生した場合，持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品　　名	保管場所	担当者
出席簿（児童名簿）	教室(職員室)	担任・事務
家庭環境調査（児童　保護者連絡用）	職員室	教務・事務
ノートパソコン・防災関係避難時搬出データ	職員室	教頭
※引き渡しカード　※R3より運用開始	職員室	教務・事務
非常持ち出し重要書類	校長室	校長

オ　地震・津波が発生した場合，連絡が必要な機関について整理

連絡責任者（　岡田　朋之　教頭　）				
連　絡　先	電話	FAX	E-mail	備考
鳴門市教育委員会	686－8802	684－0633		
鳴門市役所危機管理課	684－1711	684－1947		
鳴 門 警 察 署	685－0110			
鳴門市消防本部	685－2009		※予防課684－1333	
鳴　門　病　院	683－0011			

カ　保護者への引き渡しについて

(ア)地震・津波が発生した際，児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

津波 / 地震　土砂災害等	警報等の発表なし，もしくは解除された後	警報，避難指示等継続中
通学路の安全が確認できている 公共交通機関が支障なく運行している	下校	学校に待機 迎えに来た保護者もいっしょに待機
通学路の安全に疑問がある場合 公共交通機関の運行に支障がある	保護者と連絡がとれ安全が確認できるまで下校させない 保護者と連絡がとれなかったり，安全に疑問があるときは，保護者が迎えに来るまで学校で待機	学校に待機 迎えに来た保護者もいっしょに待機

(ｲ)　地震・津波が発生した際，児童を引き渡す際の保護者への連絡方法
（電話やメールが使用できないときに，保護者が情報を得られる場所や方法も考慮）

判断責任者氏名：　尾崎　徳彦　　担当者氏名：　岡田　朋之　・　各学級担任	
連絡方法・手順	①マチコミメールで一斉送信をする。（岡田　朋之） ②マチコミメールに未加入の保護者へ電話連絡（各学級担任）
連絡が取れない場合の対応	①　時間をおいて，再度連絡する。（学級担任）　②　連絡が取れない場合は学校長に報告し，以後の対応を検討する。 ③　災害掲示板への掲示　災害伝言ダイヤル171の活用する。 **保護者が引き取りに来るまで児童は学校で待機させる。**

(ｳ)　児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者：　尾崎　徳彦　　担当者氏名：　渡邊　航一　・　各学級担任
・安全が確認されてから引き渡す。 津波警報・大津波警報の有無　・二次災害の有無　・避難指示の有無 通学路の安全状況の確認　・児童の家庭周辺の安全状況の確認 ・マチコミメールで家庭へ連絡 電話・メールが使用不可の場合は，市，市教委，関係機関等への掲示で知らせる。 **・非常時引き渡しカードで引取者かどうかを確認する。カードに必要事項を記入。兄弟姉妹も確認。** ・翌日以降の予定等を知らせる。 ・引き渡し後の安全確認をする。（電話，メール） ※大津波警報・津波警報発令中は保護者も一緒に待機。

キ　児童が在校時以外の対応

登下校時	○あらかじめ個々の通学路における避難場所を複数決めておく。 児童の避難場所を，保護者・学校が把握しておく。 ○各避難場所の避難予定者リストを作っておく。支援を要する児童については十分な配慮をする。 ○地域の方々，自主防災会の協力を依頼しておく。 ○児童は安全確保。（倒壊する物から離れる。身を守る。） 揺れがおさまったら避難場所へ行く。（高い所へ避難する。） ○教職員は，児童の避難場所と安全を確認。避難場所で児童を保護・安全確認後，学校へ引率 ○保護者引き渡し
学校外の諸活動時	○学校外諸活動時の避難場所を複数決めておく。 ○地域の方々，自主防災会の協力を依頼しておく。 ○児童の安全確保。（倒壊する物から離れる。身を守る。） 揺れがおさまったら避難場所へ行く。（高い所へ避難する。） ○安全を確認後，学校へ引率。 ○保護者引き渡し
在宅時	○児童は安全確保。（倒壊する物から離れる。身を守る。） 揺れがおさまったら家族で決めておいた避難場所へ行く。（高い所へ避難する。） ○あらかじめ避難場所を複数決めておく。児童の避難場所を，保護者・学校が把握しておく。 ○支援を要する児童については十分な配慮をする。 ○地域の方々，自主防災会の協力を依頼しておく。 ○教職員は，児童の避難場所と安全を確認。避難場所で児童を保護・安全確認，保護者確認。